

兵庫県公報

令和3年12月14日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

条 例	ページ
○ 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（財政課）	1
○ 特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する条例（総合農政課）	9
○ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（警察本部人身安全対策課）	10

公布された法令のあらまし

◎使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 使用料及び手数料徴収条例の一部改正

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定について、区分所有者が住戸ごとにそれぞれ認定を受ける制度から区分所有住宅の管理組合が一括して認定を受ける制度に変更されること等に伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行うこととした。

2 警察手数料徴収条例の一部改正

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により、都道府県公安委員会の許可を受けた者が所持する場合等を除き、クロスボウの所持が禁止されることに伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行うこととした。

◎特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する条例（条例第46号）

過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、基金をその財源に充てる事業を実施する地域の定義規定について所要の整備を行うこととした。

◎公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

条 例

使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第45号

使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

（使用料及び手数料徴収条例の一部改正）

第1条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の65の部(1)の款を次のように改める。

(1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この部において「法」という。）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画（以下この部において「計画」という。）の認定の申請に対する審査	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定に基づく法第2条第4項に規定する長期使用構造等であることの確認を受けた住宅に係る計画（以下この部において「長期使用構造等適合計画」という。）である場合	新築に係る計画である場合	住宅が存する建築物（以下この部において「対象建築物」という。）の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	16,000円
				対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	28,000円
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	47,000円
				対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	90,000円
				対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	133,000円
				対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	193,000円
				対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	326,000円
				対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	405,000円
			対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	485,000円	
			増築又は改築に係る計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	21,000円
				対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	37,000円
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	61,000円
				対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	114,000円
				対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	171,000円
				対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	251,000円

		対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	425,000円		
		対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	530,000円		
		対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	627,000円		
その他の場合	新築に係る計画である場合	対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	55,000円		
		対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	126,000円		
		対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	203,000円		
		対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	411,000円		
		対象建築物の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	720,000円		
		対象建築物の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,224,000円		
		対象建築物の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,260,000円		
		対象建築物の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,216,000円		
		対象建築物の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,961,000円		
		増築又は改築に係る計画		対象建築物の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	72,000円
				対象建築物の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	168,000円
				対象建築物の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	269,000円
				対象建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	542,000円

			で	対象建築物の床面積の合計が3,000	955,000円
			あ	平方メートルを超え5,000平方メー	
			る	トル以内のもの	
			場	対象建築物の床面積の合計が5,000	1,628,000円
			合	平方メートルを超え10,000平方メ	
				トル以内のもの	
				対象建築物の床面積の合計が	3,008,000円
				10,000平方メートルを超え20,000	
				平方メートル以内のもの	
				対象建築物の床面積の合計が	4,284,000円
				20,000平方メートルを超え30,000	
				平方メートル以内のもの	
				対象建築物の床面積の合計が	5,270,000円
				30,000平方メートルを超えるもの	

別表第4の65の部(2)の款中

「

9,100円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
17,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
30,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
55,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
86,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
135,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
221,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
265,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
310,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
11,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
21,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
38,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
67,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
109,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
173,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
285,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
343,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
393,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

」

を

「

9,100円
17,000円
30,000円
55,000円
86,000円
135,000円
221,000円
265,000円

310,000円
11,000円
21,000円
38,000円
67,000円
109,000円
173,000円
285,000円
343,000円
393,000円

に改め、同部(3)の款中「譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「譲受人を決定した場合等における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」に改め、「第9条第1項」の右に「又は第3項」を、「基づく譲受人を決定した場合」の右に「又は区分所有住宅の管理者等が選任された場合」を加え、

16,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
28,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
90,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
133,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
193,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
326,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
405,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
485,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

を

16,000円
28,000円
47,000円
90,000円
133,000円
193,000円
326,000円
405,000円
485,000円

に改め、同部(4)の款を次のように改める。

(4) 計画の認定を受けた者の地位の承継の承認申請手数料	法第10条の規定に基づく計画の認定を受けた者の地位の承継の承認の申請に対する審査	16,000円
------------------------------	------------------------------------------	---------

別表第4の65の部(4)の款の次に次のように加える。

(5) 認定計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	法第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
-----------------------------------	-----------------------------------------	----------

別表第4の65の部備考1及び備考2を削り、同部備考3中「を当該計画に係る住宅の数又は当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額」を削り、同部備考3を同部備考1とし、同部備考4の表(1)の款を次のように改める。

(1) 法第6条第1項第1号に掲げる基準	認定計画が新築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	38,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	98,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	156,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	320,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	587,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,031,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	1,934,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	2,811,000円
		対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	3,477,000円
		認定計画が増築又は改築に係る計画である場合	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートル以内のもの

	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	131,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	208,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	428,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	784,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,377,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,583,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,754,000円
	対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,644,000円

別表第4の65の部備考4の表(2)の款中「第4号又は第5号」を「第5号又は第6号」に、

「

7,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
12,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
17,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
35,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
58,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
105,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
140,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
175,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
9,300円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
16,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
23,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
47,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
62,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
78,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
140,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
187,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額
234,000円を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額

」

を
「

7,000円
12,000円
17,000円
35,000円
47,000円
58,000円
105,000円
140,000円
175,000円
9,300円
16,000円
23,000円
47,000円
62,000円
78,000円
140,000円
187,000円
234,000円

」

に改め、同部備考4を同部備考2とする。

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第2条 警察手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表6の部(1)の款中「銃砲刀剣類所持許可申請手数料」を「銃砲刀剣類等所持許可申請手数料」に、「銃砲又は」を「銃砲等又は」に改め、同部(2)の款中「基づき」の右に「猟銃及び空気銃の取扱いに関する」を加え、同款に次のように加える。

法第5条の3の2第1項の規定に基づきクロスボウの取扱いに関する講習会の講習を受けようとする者	現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボウを所持している者に対する講習会の講習を受けようとする場合	3,000円
	その他の者に対する講習会の講習を受けようとする場合	6,900円

別表6の部(4)の款に次のように加える。

法第7条第1項ただし書の規定に基づきクロスボウの所持の許可を受けようとする者	6,800円(同時に他のクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他のクロスボウの所持の許可の申請に係るものにあつては、4,300円)
----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------

別表6の部(5)の款中「銃砲刀剣類所持許可証書換え手数料」を「銃砲刀剣類等所持許可証書換え手数料」に改め、同部(6)の款中「銃砲刀剣類所持許可証再交付手数料」を「銃砲刀剣類等所持許可証再交付手数料」に改め、同部(7)の款中「銃砲刀剣類所持許可更新申請手数料」を「銃砲刀剣類等所持許可更新申請手数料」に改め、同款に次のように加える。

法第7条の3第2項の規定に基づきクロスボウの所持の許可の更新を受けようとする者	新たな許可証の交付を伴う更新を受けようとする場合	7,200円（同時に他のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他のクロスボウの所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時にクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該クロスボウの所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,800円）
	新たな許可証の交付を伴わない更新を受けようとする場合	6,800円（同時に他のクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他のクロスボウの所持の許可の更新の申請に係るもの及び同時にクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該クロスボウの所持の許可の更新の申請に係るものにあつては、4,400円）

別表6の部に次のように加える。

(14) クロスボウ射撃資格認定申請手数料	法第9条の16第1項の規定に基づきクロスボウ射撃資格の認定を受けようとする者	9,300円（同時に他のクロスボウ射撃資格の認定の申請を行う場合における当該他のクロスボウ射撃資格の認定の申請に係るものにあつては、5,600円）
-----------------------	----------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年3月15日から施行する。
(経過措置)

- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定の申請（改正法第1条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項に規定する区分所有住宅に係るものに限る。）に係る手数料については、第1条の規定による改正前の使用料及び手数料徴収条例別表第4の65の部の規定は、同条の規定による改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第4の65の部の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後も、なおその効力を有する。



特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第46号

特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例の一部を改正する条例

特定中山間地域農業生産基盤保全基金条例（平成5年兵庫県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第2項又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）」に改める。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月14日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第47号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年兵庫県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「第2条第3項」を「第2条第4項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。